

## 工学院大学における公的研究資金の管理・監査の体制に関する規程

平成 20 年 10 月 15 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、文部科学省「研究的機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、工学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要事項を定め、公的研究費の公正かつ適正な取り扱いに関して、必要事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この規程において、公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関等に配分する、次の競争的研究資金をいう。

- (1) 科学研究費補助金、科学技術振興調整費、その他省庁の競争的研究資金
- (2) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
- (3) 前号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

2 この規程において、「研究者」とは、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院学生及び客員研究員等を総称する。

### (最高管理責任者)

第 3 条 本学に、本学全体を統括し公的研究資金の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもってこれに当て、職名を公開する。

3 最高管理責任者は、第 4 条に規定する統括管理責任者が責任を持って公的研究資金の運営・管理に当たることができるように努める。

### (統括管理責任者)

第 4 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究資金の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長、財務担当常務理事をもってこれに充て、職名を公開する。

### (部局責任者、担当責任者)

第 5 条 部局責任者は、公的研究資金に係る事務処理手続きに関する規則を策定し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

2 公的研究資金に関する部局責任者は、総合研究所所長、大学事務局長及び経理部長を充て、職名を公開する。

3 公的研究費に関する事務の執行を担当する事務部署に、担当責任者を置く。担当責任者は、研究推進課長、学務課長、総務課長、人事課長、経理課長、管財課長、庶務課長を充て、職名を公開する。

### (職務権限)

第6条 最高管理責任者は、公的研究資金の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、本学関係者に周知するものとする。

2 事務処理については、責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決裁手続きを行うものとする。

3 事務処理に関するガイドラインは、別に定める。

(公的研究資金の執行)

第7条 公的研究資金の執行に当たっては、研究者が個人の発意で提案し採択された研究課題によるものであっても、公的研究資金であることを研究者に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないように対応するものとする。

(援助・支援部署)

第8条 公的研究資金に関する教育職員等への援助・支援は、総合研究所研究推進課がこれに当たる。

2 研究推進課は、公的研究費の募集案内の学内周知に係る事務を分掌する。

3 研究推進課は、公的研究資金の申請及び執行に係る事務を分掌する。

4 研究推進課は、公的研究資金の不正な使用を誘発させる要因の把握に努め、不正防止計画を策定し実施するものとする。

5 研究推進課は、公的研究資金に関して、学内外からの相談を受ける窓口業務を分掌する。

(納品検収業務)

第9条 公的研究資金の適正な運用を図るため、公的研究資金による購入物品に対して、経理部管財課及び研究推進課は、納品検収を行う。

2 経理部管財課及び研究推進課は、納品伝票と現物を照合の上、納品伝票に所定の検収印を押印するものとする。

(監査体制)

第10条 公的研究資金の適正使用を監査するため、内部監査を行う。

2 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすべく、公的研究資金に係る発注・検収・支払の現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物調査及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的に行うものとする。

(公的研究資金内部監査委員会)

第11条 前条に規定する内部監査を行うために、公的研究資金内部監査委員会を置く。

2 公的研究資金内部監査委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

(1) 公的研究資金内部監査室長(理事長が指名する研究担当学長補佐以外の学長補佐1名。)

(2) 内部監査担当者から若干名

(3) 総務担当常務理事

(4) (法人)事務局長

(5) 教務部事務部長

(6) 企画室長

(7) その他 理事長が必要と認める者

3 監査委員会は、監査の結果について、文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。

4 監査委員会の事務は、教務部学務課がこれに当たる。

(管理・監査体制の見直し)

第 12 条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適宜、管理・監査体制の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(事務の所管)

第 13 条 この規程に関する事務は、教務部学務課が所管する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

付則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。